

戸建ての方も! **官舎・マンション**にお住まいの方も!

火災から自然災害まで、**とことん補償します!!**

防衛省の
職員・退職者の
皆さまへ

一般契約に比べて

最大

12% 割引

5年長期年払の場合 ▶ 団体扱大口割引5%、団体扱一括払割引5%、団体扱長期分割割引3%適用

※団体扱大口割引は保険始期が2025年4月1日~2026年3月31日までのご契約に適用されます。

※火災保険団体扱大口割引は、防衛省の団体扱火災保険全体の契約件数に応じて毎年決定されるため、変動する場合があります。

団体扱 火災保険 のご案内

防衛省共済組合本部を
集金者とする口座振替方式

地震・自然災害も しっかりサポート!

火災保険+地震保険のセットでご加入いただければ、通常の火災はもちろんのこと、地震による火災でも補償します。



日常生活のトラブルに 安心のサービスをご用意!

<p>水まわりのトラブル 応急サービス</p>	<p>かぎのトラブル 応急サービス</p>
防犯機能アップ応援サービス	住宅相談サービス (原則予約制)
健康・医療相談サービス	法律相談サービス (原則予約制)
介護関連相談サービス	税務相談サービス (原則予約制)
<p>NEW 空き家相談サービス(原則予約制)</p>	

※総括契約に関する特約がセットされた契約の場合は、サービスの対象外となります。

官舎や借家にお住まいの方には

- ①借家人賠償責任補償
- ②修理費用補償

がおすすめです!!

官舎を不注意で損傷・破損した場合、国家公務員宿舎法により賠償金や修理費用を自己負担とすることが基本です。(*)
(※)重大な過失に寄らない火災の場合は国の負担となります。
借家の窓ガラスや壁を破損してしまうなどにより法律上の損害賠償責任負担することになるケースがあります。



- ①借家人賠償責任補償
- ②修理費用補償

へ加入して備える必要があります。



※団体扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。

契約者の範囲

- 現職者の方: 防衛省共済組合の組合員の方
- 退職者の方: 防衛省共済組合の組合員であった方で、定年等により退職した方

被保険者の範囲

- ご本人(保険契約者)
- ご本人の配偶者
- ご本人またはその配偶者の同居の親族
- ご本人またはその配偶者の別居の扶養親族
- ご本人またはその配偶者の別居の非扶養親族(ご本人またはその配偶者が保険の対象を共有または使用している場合に限りです。)

地震保険って何？



地震・噴火またはこれらによる津波

地震保険では、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損害（火災・損壊・埋没・流失）に対して保険金をお支払いします。

お支払例



地震により火災が発生し家が焼失した



地震により家が倒壊した



津波により家が流された

〈保険金をお支払いできない主な場合〉

- 故意もしくは重大な過失または法令違反による損害
- 地震等の際における紛失または盗難による損害
- 戦争、内乱などによる損害
- 地震等の発生日の翌日から起算して10日経過後に生じた損害

「家財」に対する地震保険のすすめ

地震保険金額は最大で火災保険金額の50%までの設定となるので「建物の地震保険」だけでは、生活再建の費用として足りないこともあります。

…そこで「**家財の地震保険**」にも加入してしっかり備えましょう。

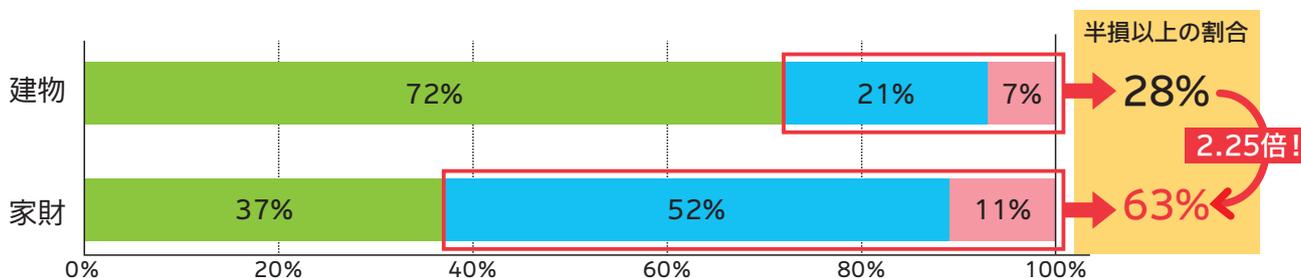


昨今、耐震性の高い建物が増えてきていますが、建物に損害が生じなくても

家具類の転倒等により家財に大きな損害が発生する割合が高くなっています。

2011年度 東北6県における損保ジャパンの地震保険金支払実績

■損害の程度別の支払件数割合（■：一部損 ■：半損 ■：全損）



上記グラフの通り、半損以上の「支払件数」割合は「建物」が28%なのに対し、「家財」は63%となっており、2.25倍となっています。このことから「建物」よりも「家財」の方が損害の程度が大きくなりやすいということが読み取れます。

（損保ジャパン支払実績より）

- 「THE すまいの保険」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。
 - 「THE 家財の保険」は、賃貸住宅内収容家財一式を対象とした契約に借家人賠償責任補償をセットした「個人用火災総合保険（賃貸住宅内収容家財）」のペットネームです。
 - このチラシは「個人用火災総合保険（新価・実損払）」および「個人用火災総合保険（賃貸住宅内収容家財）」の補償の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり（約款）」またはパンフレットをご覧ください。
- なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.sompo-japan.co.jp/>



パソコン、スマホからの
パンフレット請求・見積り依頼等はこちら

〈募集文書作成部署〉 損害保険ジャパン(株)営業開発部第二課
新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-3578

お問い合わせ先

防衛省専用フリーダイヤル

【受付時間】

◆平日：午前9時～午後5時

0120-381-166

・おかけ間違いにご注意ください。